

## 別記様式 2

### 生産行程管理業務規程

作成日：平成 28 年 8 月 19 日

更新日：令和 年 月 日

#### 1 作成者

住所（フリガナ）：（〒505-0037）岐阜県美濃加茂市前平町 3-16

（ギフケンミノカモシマエヒラチョウ 3-16）

名称（フリガナ）：美濃加茂市堂上蜂屋柿振興会

（ミノカモシドウジョウハチヤガキシニコウカイ）

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：会長 酒向 邦彦

ウェブサイトのアドレス：<http://www.hachiyagaki.jp/>

#### 2 農林水産物等の区分

区分名：第 5 類 農産加工品類

区分に属する農林水産物等：干柿

#### 3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：堂上蜂屋柿（ドウジョウハチヤガキ）、Doujou Hachiya Gaki、

Doujou Hachiya Persimmon

#### 4 明細書の変更

生産者団体美濃加茂市堂上蜂屋柿振興会（以下「振興会」という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

#### 5 明細書適合性の確認

##### （1）原料の確認

「堂上蜂屋」を使用しているか否かを確認する。振興会はそのために一元管理している「堂上蜂屋」の苗から育てた「堂上蜂屋」の果実が生産されているか否かを現地調査により確認し、堂上蜂屋柿苗木注文・配布確認表（別紙様式 1）及び栽培圃場管理台帳（別紙様式 2）に記載する。

なお、原料である渋柿の生産を行わない生産者については、栽培圃場管理台帳に記載されている原料柿の生産者から振興会の構成員であるめぐみの農業協同組合が買い取った「堂上蜂屋」を販売する。

##### （2）原料の生産及び加工方法の確認

振興会は、生産者に堂上蜂屋柿皮むき・燻蒸記録表（別紙様式3）を作成・提出させ、その記載内容を振興会事務局職員が確認することで、硫黄燻蒸を適正に実施しているか否かを確認する。

また、振興会は年2回（生柿収穫直前及び干し柿乾燥途中）、生産者に対する現地調査を実施し、原料の生産及び手もみ、ホウキがけ等の加工方法を遵守しているか否かを確認し、堂上蜂屋柿現地確認結果記録表（別紙様式4）に記録する。

なお、原料の生産及び加工方法が遵守されていないことが疑われる場合には、振興会は臨時に現地調査を実施する。

### （3）出荷規格・最終製品の確認

「堂上蜂屋柿」の検査は、専用集荷場において行う。生産者が専用トレイで集荷場に出荷した製品を、検査員（振興会会員から選出）が堂上蜂屋柿出荷品質基準に基づき選果し、堂上蜂屋柿出荷伝票（別紙様式5）に記録する。この検査で出荷規格を遵守しているものだけを専用の真空パックで1個ずつ包装し、それぞれの規格ごとに箱詰めする。箱詰め作業では、箱の種類、入り数を確認し、最終製品とする。

## 6 明細書適合性の指導

### （1）品種、原料の生産及び加工方法について

振興会は、生産者に対し栽培講習会や加工方法の講習会等を年1回以上開催し、堂上蜂屋柿の生産に関する技術情報の提供や品質基準等の遵守について周知徹底を図る。

振興会は品種、原料の生産及び加工方法に従った生産が行われていない場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、振興会は当該生産者について、当該年度の「堂上蜂屋柿」の出荷を停止できるものとする。

### （2）出荷規格について

振興会は出荷規格を満たさない干し柿については、「堂上蜂屋柿」の名称及び登録標章を付した状態で出荷しない。

## 7 地理的表示等の使用の確認

（1）振興会は、前記5（3）の確認の際に、品種・原料の生産及び加工方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしている干し柿についてのみ、地理的表示である「堂上蜂屋柿」の名称及び登録標章が使用されているか否かを確認する。

（2）振興会は、（1）の確認の際にあわせて、以下①～④の干し柿があるか否かを確認する。

①品種・原料の生産及び加工方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれかを満たしていない干し柿であるにもかかわらず、地理的表示である「堂上蜂屋柿」及び登録標章が使用されている干し柿

②地理的表示である「堂上蜂屋柿」のみが使用されている干し柿

③登録標章のみが使用されている干し柿

④地理的表示である「堂上蜂屋柿」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている干し柿

## 8 地理的表示等の使用の指導

振興会は、栽培講習会や加工方法の講習会等において、生産者に対し、地理的表示及び登録標章の適正な使用及び記録の作成について周知徹底を図る。

振興会は、前記5の(3)確認の際に、以下に該当する場合は、生産者に対し警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、振興会は当該生産者について、当該年度の「堂上蜂屋柿」の出荷を停止できるものとする。

- ①品種・原料の生産及び加工方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていない干し柿であるにもかかわらず、地理的表示である「堂上蜂屋柿」及び登録標章を使用した場合
- ②地理的表示である「堂上蜂屋柿」のみを使用している場合
- ③登録標章のみを使用している場合
- ④地理的表示である「堂上蜂屋柿」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている干し柿

## 9 実績報告書の作成等

振興会は4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後1か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、堂上蜂屋柿現地確認結果記録表(別紙様式4)
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

## 10 実績報告書等の保存

振興会は、前記9により作成した資料の他以下の資料を振興会の事務所(岐阜県美濃加茂市蜂屋町上蜂屋6-1所在)に、その提出の日から5年間保存するものとする。

- (1) 堂上蜂屋柿苗木注文・配布確認表(別紙様式1)
- (2) 栽培圃場管理台帳(別紙様式2)
- (3) 堂上蜂屋柿生産表(別紙様式3)
- (4) 堂上蜂屋柿出荷伝票(別紙様式5)

## 11 連絡先(文書送付先)

